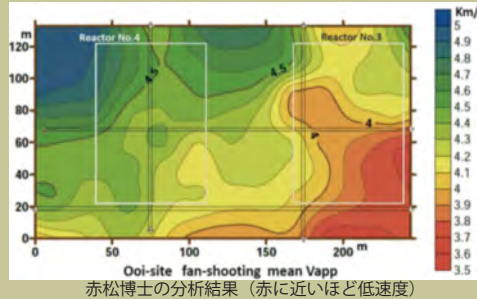


高浜原発仮処分大阪高裁決定「地震が平均像より大きくなる地域性を示すデータはない」との不当な認定は大飯原発には当てはまらない

「データはない」のではなく、調べられず、調べたデータも曲解されているだけ

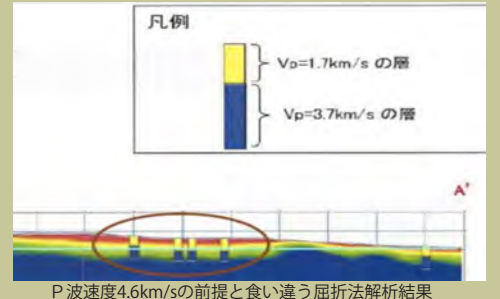
1 不均質な敷地に3次元探査がされていない

関電は、敷地の地盤は均質で、固さを示すP波速度は秒速4.6kmだと主張し、その前提で基準地震動を算定していた。しかし、赤松博士が関電の計測データを確認したところ、広い範囲でP波速度は秒速4.6kmを下回り、地盤は不均質なことが分かった。審査ガイドでは不均質な地盤には3次元探査が必要とされているが、なされていない。



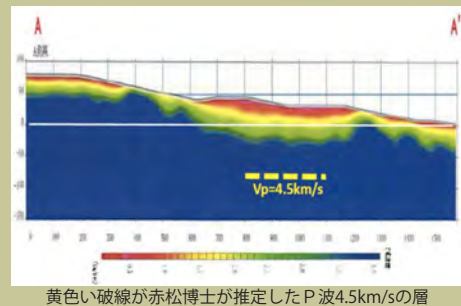
9 地盤の固さの評価が御都合主義的

関電は、P波速度秒速4.6kmの固い地盤が施設直下にあると想定して基準地震動を策定した。しかし、関電自身が行った試掘坑弾性波探査では秒速4.3km、屈折法解析では秒速2.0km程度と評価されている。なぜ評価に差が生じるのか、どれが正しい評価なのか説明もなく、関電に最も都合のよい秒速4.6kmが採用されている。



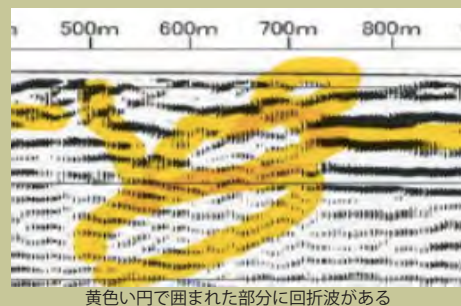
2 短周期を増幅する低速度層を無視？

一般に、原発施設に影響を与える短周期の地震動は、地表近くの地盤の増幅の影響を受けやすい。ところが関電は、自らの調査解析の結果、原発直下の浅い地盤に地震を増幅しやすい低速度層が確認されたのに、これを無視して基準地震動を計算。赤松博士は、関電が基準とした地盤の固さは地下100m近い深さで、その上には低速度層があるとした。



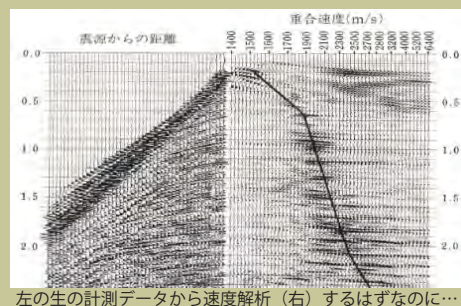
3 反射法地震探査は曲解されている

関電は、敷地内で反射法地震探査を行った結果、地盤に特異な構造は認められないと判断したが、複数の専門家が、同探査結果では、地盤の地層が乱れており、「回折波」という断層の存在を示す波形が存在すると判定した。特異な構造がないことを前提とした関電の基準地震動の計算は、この点でも過小評価の疑いが強い。



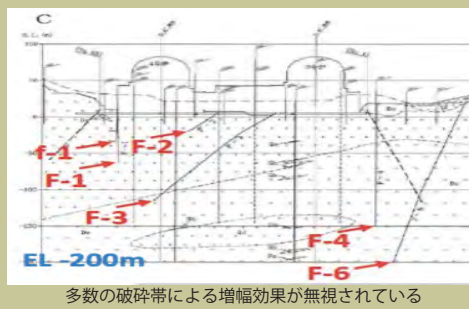
4 一番正確な速度データが隠されている

関電は、反射法地震探査の解析結果を提出しているが、この解析を行う段階で、各地層の地震伝播速度が解析されており、それが一番正確な速度データ（＝地盤の固さを示すデータ）なのに、通常解析結果に記載される速度データが、なぜか記載されていない。関電に不都合な速度解析結果が隠された疑いが濃厚である。



5 多数存在する破碎帯の増幅効果を無視？

関電は、敷地内に多数の破碎帯があることは認めながら、その存在が地震動に与える影響については全く検討していない。赤松博士によって、破碎帯の存在によって地震の伝播速度が著しく減速されていることが明らかになった。多数の破碎帯によって、地震が減速されるとともに揺れが増幅される可能性があるが、関電は無視している。



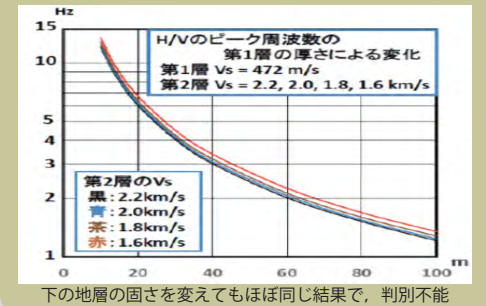
8 地下深くの特異な構造は調べない？

関電は、基準地震動の約3.8倍の1699ガルもの揺れが柏崎刈羽原発を襲った新潟中越沖地震（2007）について、地下深くに不整形層や褶曲構造があったためと主張するが、大飯原発の地下にそのような構造がないか、関電の調査方法では確認できない。地震の揺れを大きく増幅する地下構造がないか、十分な調査がなされているとは到底いえない。



7 単点微動観測では深部構造は分からない

関電は、規制委員会からの助言で、3次元探査の代わりに単点微動観測を敷地内の多数の箇所で行い、これにより敷地がほぼ均質で成層の地質構造であると確認したとしている。しかし、赤松博士の検討により、単点微動観測では、表層の下地層の速度（固さ）が判定困難で、地層が均質かどうか判定できないことが明らかになった。



6 地震波の減衰を過大評価

関電は、震源から大飯原発に到達する地震を小さく見積もるために、地震の減衰を過大評価している。トリックはいくつかあるが、例えば、減衰定数を計算する際に用いるHurst関数（ν）が、関電が示した計算式から導かれる数値の21倍に設定された。また、地盤モデルの作成時には無視した低速度層を考慮して減衰を大きく見せかけている。

$$\nu = \frac{\alpha - 1}{2} = \frac{1.02 - 1}{2} \rightarrow 0.21 ?$$

関電の計算式で0.01となるはずの定数が21倍に設定された

震源